

---

プロジェクト **金融商品に関する会計基準**

項目 **会計基準の改正に着手するか否かの検討**

---

## 本資料の目的

1. 当委員会は、我が国の金融商品に関する会計基準の開発（改正）に着手するか否かを決定する前の段階で、適用上の課題とプロジェクトの進め方に関する意見を幅広く把握する目的で、2018 年 8 月 30 日に「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」（以下「意見募集文書」という。）を公表し、2018 年 11 月 30 日まで広く一般から意見を募集した。

本資料は意見募集文書に寄せられたコメントを踏まえ、会計基準の改正に着手するか否かを議論することを目的としている。

なお、意見募集文書に寄せられた主なコメントの概要（第 401 回企業会計委員会審議事項(2)-2 を一部再構成）を参考資料として添付している。

## 全般的事項

### 金融商品に関する会計基準の開発の意義

#### （意見募集文書に寄せられたコメント）

2. 金融商品に関する会計基準の開発に着手することについて、現行の会計基準設定時以降に生じた金融市場の環境変化を踏まえ幅広く利害関係者の意見を集約する機会となり、我が国の会計基準を高品質なものとするにつながり得ること、及び金融危機後に大幅な改訂を行った国際的な会計基準との整合性を一定程度図ることにより、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させることに寄与し得ること等を理由として、意義があるとの意見が多く聞かれている（参考資料第 4 項から第 7 項）。
3. 一方、国内の限定された地域において事業を展開している金融機関においては、グローバルに事業展開をしている金融機関の財務諸表と整合性を図る必要性は乏しいと考えられること、及び会計基準の改正により、ビジネスモデルへの影響、システム構築等の負荷、適用に際する混乱が予想され得ること等を理由として、会計基準の開発に着手することに否定的な意見も聞かれている（参考資料第 8 項）。

**(事務局の提案)**

4. 意見募集文書に寄せられたコメントでは、金融商品に関する会計基準を改正する方向について支持が得られていると考えられるため、改正する方向で議論を進めることとしてはどうか（開発に着手する範囲については、第8項を参照。）。

**プロジェクトにおいて検討する範囲**

**(意見募集文書に寄せられたコメント)**

5. 開発の優先順位について、「金融資産の減損」の優先順位は高いとする意見が多く聞かれている。また、「ヘッジ会計」の優先順位は低いとする意見が多く聞かれている（参考資料第11項及び第13項）。
6. 「金融商品の分類及び測定」については、「金融資産の減損」に関連する部分について開発の優先順位は高いとの意見が多く聞かれている。一方、「金融商品の分類及び測定」については、幅広く実務への影響が生じると考えられることから慎重に検討すべきとの意見や国際的な会計基準との差異が大きいため検討対象に含めるべきとの意見も聞かれている（参考資料第12項）。
7. また、意見募集文書において今回のプロジェクトの範囲には含めていないとした「金融商品の認識の中止」については、検討範囲に含めるかどうか検討すべきとの意見も聞かれた（参考資料第16項）。

**(事務局の提案)**

8. 「金融商品の認識の中止」については、意見募集文書では、「特別目的事業体の連結範囲と密接に関連する論点であり、将来的に、連結範囲の定めを国際的に整合性のあるものとするか否かを検討する際にあわせて検討することが適切と考えられる」としている。この記載に対して、検討すべきとの意見が一部あったものの、含めないとする方向に支持が得られていると考えられるため、今回のプロジェクトの範囲に含めないとしてはどうか。
9. 「金融商品の分類及び測定」、「金融資産の減損」及び「ヘッジ会計」については第14項以後で提案を行なっている。

## 国際的な整合性を図る対象、程度及び個別財務諸表上の取扱い

### (意見募集文書に寄せられたコメント)

10. 国際的な整合性を図る対象については、優先的に IFRS と整合性を図ることが望ましいとの意見が比較的多く聞かれている。一方、IFRS と米国会計基準で異なる取扱いを定めている点については、米国会計基準も参考にして検討すべきであるとの意見も聞かれている（参考資料第 21 項から第 25 項）。
11. 国際的な会計基準との整合性を図る程度については、国際的な会計基準の基本的な原則を取り入れることを出発点としつつも、比較可能性を損なわない程度で我が国の固有の事情を考慮して検討すべきであるとの意見が比較的多く聞かれている。（参考資料第 26 項から第 30 項）。
12. 連結財務諸表と個別財務諸表において異なる会計処理を定める必要性については、原則として同一の会計処理を定めるべきであるとの意見が多く聞かれている。また、税法・会社法等関連諸法規との整合性について配慮、又は関連当局との調整を要望するとの意見が聞かれている（参考資料第 31 項から第 35 項）。

### (事務局の提案)

13. 国際的な整合性を図る対象、程度及び個別財務諸表上の取扱いについては、仮に会計基準の開発に着手する場合、その過程で検討を行なうこととしてはどうか。

## 金融商品の分類及び測定

### (意見募集文書に寄せられたコメント)

14. 「金融資産の減損」の検討に当たっては、減損の対象となる資産や測定基礎を特定する必要があることから、「金融商品の分類及び測定」のうち「金融資産の減損」に関連する部分については、「金融資産の減損」と同時または先行して検討する必要がある。
15. 事業モデル要件及び契約キャッシュ・フロー要件に基づく分類について、次の観点から慎重に検討すべきであるとの意見も多く聞かれている（参考資料第 42 項）。
  - (1) 保有目的に基づく分類区分（現行の日本基準及び米国会計基準）と比較した場合の有用性

- (2) FVPL 測定の対象となる金融商品が増加する場合に想定される財務諸表作成者の投資運用方針の変更による資本市場への影響
  - (3) 要件判定のための新たな業務フローやシステム対応等のコストの負担
16. 一方、企業の恣意性を排除する合理的な規定であるとして、日本基準に取り込むことを妥当とする意見も一部から聞かれている（参考資料第 42 項）。
17. 非上場株式に対する公正価値測定について、次の点に対する懸念が聞かれている（参考資料第 43 項）。
- (1) 株式の評価方法には多様な評価方法が存在しており単一の統一的な評価方法がなく、また非上場株式は市場で容易に売却できないことから、客観性や実現可能性の乏しい損益が計上され、財務諸表全体の信頼性を損ねてしまうおそれがあること
  - (2) 公正価値算定のために必要とされるデータ収集・整備及びシステム構築コスト等の負担
18. また、投資信託等に対する FVPL 測定について、次の点に対する懸念が聞かれている（参考資料第 44 項）。
- (1) 投資信託の基準価格の変動によっては、純利益の短期的な変動可能性を著しく高める可能性があり、企業の投資目的やビジネス特性を適切に反映しなくなるおそれがあること
  - (2) 投資信託の短期的な価格変動による影響が損益に取り込まれることになると、長期運用の投資ポートフォリオへの組み入れを見直す等、財務諸表作成者の投資運用方針の変更が資本市場へ影響を与えること
19. これらのほか、次の意見が聞かれている。
- (1) オフバランス項目のエクスポージャーの減損：IFRS 第 9 号で減損の対象とされるローン・コミットメントや金融保証契約等のオフバランス項目のエクスポージャーに対しても、国際的な会計基準との整合性を図る観点から、減損の対象範囲に含めるべきであるとの意見が聞かれている（参考資料第 59 項）。
  - (2) 有価証券の減損：負債性有価証券の減損について、簡便法を設ける又は時価を基礎とした減損を維持すべきであるとの意見や、OCI オプションを適用する資本性金融商品について、リサイクリング処理に修正して導入するほか、時価を基礎とした減損についても検討が必要であるとの意見が聞かれている（参考資

料第 60 項)。

- (3) OCI オプション：OCI オプションの適用対象について、当期純利益の総合的な業績指標としての有用性を低下させることから、リサイクリングするべきであるとの意見が聞かれている（参考資料第 45 項）。
- (4) 公正価値オプション：会計上のミスマッチを除去又は低減できる可能性があることから導入を支持する意見が多く聞かれている。（参考資料第 46 項）。
- (5) 組込デリバティブ：主契約が金融資産の場合の組込デリバティブの一体処理について、管理上の実態に基づく区分処理を容認する現行の我が国の会計基準上の取扱いに関して、同一の取引等に対して異なる結果となる等の理由により改訂を支持する意見が聞かれている一方で、改訂した場合におけるリスク管理方法に及ぼす影響等を懸念する意見も聞かれている（参考資料第 47 項）。
- (6) 償却原価（実効金利法）：「金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料」の取扱いについて国際的な会計基準との整合性を図るべきであるとして、実効金利法の導入を支持する意見が聞かれている。一方で、金融商品の予想存続期間における将来キャッシュ・フローの見積りにかかわる実務上の負荷、システムコスト及び税務との整合性などの観点から、反対する意見も聞かれている（参考資料第 50 項）。
- (7) FVOCI 測定の債券の為替換算差額：IFRS 第 9 号における FVOCI 測定の外貨建債券の為替換算差額を純損益に認識する規定について、反対又は慎重な検討を要望する意見が聞かれている（参考資料第 51 項）。
- (8) 保険業における取扱い：現行の「責任準備金対応債券」について、保険業における取扱いを別途定めることが必要な可能性があるとの意見が聞かれている（参考資料第 39 項(2)）。

### （事務局の提案）

20. 意見募集文書に寄せられた意見では、主に以下が聞かれている。

- (1) 「金融資産の減損」に関連する部分について「分類及び測定」を開発する優先順位は高い（第 14 項参照）。
- (2) 事業モデル要件及び契約キャッシュ・フロー要件に基づく分類については、便益がコストを上回るか慎重に検討すべきである（第 15 項参照）。

(3) 非上場株式に対する公正価値測定を懸念する（第 17 項参照）。

(4) 投資信託等に対する FVPL 測定を懸念する（第 18 項参照）。

21. 会計基準の開発に着手するか否かを決定するためには、非上場株式に対する公正価値測定の是非等についてさらに確認する必要がある、本日は提案を行わない。

## 金融資産の減損

### （意見募集文書に寄せられたコメント）

22. 総論としては、金融危機後の会計基準の見直しにおいて予想信用損失モデルの導入が国際的な潮流となっていることなどから、日本基準の国際的な整合性を図るうえで開発の優先順位は高いとする意見が多く聞かれている（第 5 項参照）。
23. 一方、我が国の中小企業金融の特性と整合していない IFRS の規定の導入により、結果として融資姿勢が消極的になり、金融仲介機能を阻害するおそれが懸念されるとして、開発を支持しないとする意見も聞かれている（参考資料第 8 項参照）。
24. IFRS 第 9 号の相対的アプローチを採用する場合には、同一債務者に対する貸出であっても貸出実行時の信用リスクの違いにより引当額が異なる可能性があることや債権単位での引当金の算定が必要となるため、次の観点から慎重に検討すべきであるとの意見が聞かれている（参考資料第 53 項から第 57 項）。
- (1) 債務者単位をベースとした現行の与信実務やリスク管理実務との整合性
  - (2) 財務諸表作成者の与信行動（特に信用リスク変化の大きい貸出）への影響
  - (3) 貸出実行時の信用リスクなどのデータ整備等のコストの負担
  - (4) 「信用リスクの著しい増加」や「重大な財政的困難」の解釈に基づくステージ判定のばらつき
25. 当初認識時の信用リスク・データを整備し各金融資産に紐付けて保存するためのプロセスの整備自体を不要とすることができる全期間の予想信用損失モデルを採用している米国会計基準のアプローチも含めて検討すべきとする意見も聞かれている（参考資料第 54 項）。
26. 将来予測情報を反映した予想信用損失に基づく引当について、主に次の点につき、実務に対する懸念が聞かれている（参考資料第 58 項）。

- (1) 将来予測情報の具体的反映方法等、予想信用損失の算定実務における困難性
- (2) 予想信用損失を算定するためのデータ蓄積、データ整備・保存のためのシステム構築等のコストの負担
- (3) 財務諸表作成者の与信行動への影響（貸出の短期化等）

#### **(事務局の提案)**

27. 金融危機で顕在化した信用損失の Too Little Too Late 問題へ対応するために、国際的に予想信用損失モデルが導入されており、国際的な整合性を図る観点から、「金融資産の減損」について開発に着手する意義は高いと考えられる。そのため、金融商品に関する会計基準の開発に着手してはどうか。
28. 仮に「減損」について開発に着手する場合、特に以下のような点の検討が必要と考えられる。
  - (1) 国際的に整合性を図る対象 (IFRS 第 9 号のモデル、米国会計基準における CECL モデル)
  - (2) IFRS 第 9 号のモデルを基礎として整合性を図る場合、現状における債務者単位の管理手法と適合させるための手法
29. なお、仮に「減損」について開発に着手する場合、IFRS 第 9 号の「分類及び測定」について全面的に開発に着手するか否かに関わらず、「減損」について国際的に整合性を図る観点から、IFRS 第 9 号で「減損」の対象とされるもの（償却原価や FVOCI で測定される債券やローン・コミットメント及び金融保証契約等）については開発に着手し、検討の対象に含めることが考えられる。

また、償却原価（実効金利法）に関する検討を行うことが考えられる。

## **ヘッジ会計**

#### **(意見募集文書に寄せられたコメント)**

30. 現状では、IFRS 第 9 号と IAS 第 39 号におけるヘッジ会計にかかわる規定が併存しており、さらに国際会計基準審議会 (IASB) において「動的リスク管理」(マクロヘッジ)にかかわるプロジェクトが進行中であること、IFRS と米国会計基準に差異が存在すること等の理由から、開発の優先度は低いとの意見が多く聞かれている（参考資料第 13 項）。

31. なお、仮に検討を行う場合であっても、現行の日本基準における次の会計処理を維持すべきであるとの意見が聞かれている（参考資料第 62 項及び第 63 項）。

- (1) 金利スワップの特例処理
- (2) 為替予約の振当処理
- (3) 業種別ヘッジ会計（銀行業、保険業）

**（事務局の提案）**

32. 「一般ヘッジ」については、IFRS におけるマクロヘッジの取扱いが今後どうなるかについて不透明なこと、現状では IFRS 第 9 号と IAS 第 39 号が並存していることを踏まえ、当面、開発に着手しないこととしてはどうか。

**ディスカッション・ポイント**

会計基準の改正に着手するか否かに関する事務局からの提案について、ご意見を頂きたい。

以 上